

調布市社会福祉協議会の運営

I 事業方針

第1 現状と課題

私たちが暮らす地域は、子育てや青少年の育成、高齢者や障がいがある人の支援、健康づくり、防災や防犯、そして社会貢献や自己実現など、様々な活動の基本となる場所です。その地域はいま、少子高齢化や核家族化などにより構造が大きく変化し、社会的孤立、老老介護、認知症問題、生活困窮、防災対策など、かつてないほど多くの地域ニーズが課題となっています。

これらの課題に対応するための公的サービスは、高齢者や障がい者などの対象者ごとに制度化され提供されてきましたが、各制度の成熟化が進む一方で、既存の縦割りのシステムが対象としない生活課題への対応や、複合的な課題を抱える人・世帯への対応に限界が生じています。

このような中、平成29年9月、厚生労働省は、「地域共生社会」という新しい地域福祉の概念の実現に向けた「地域力強化検討会」の最終とりまとめを公表しました。そこでは、福祉分野に限らない多機関の協働や地域住民等との連携を進め、「支えて」、「受けて」が固定されない多様な参加を地域に作っていくこととしています。現在、国は、高齢者を地域で支えるための「地域包括ケアシステム」の構築を推進していますが、地域共生社会はこれをより進化させ、困難を持つあらゆる人を地域で支えるための仕組みとなっており、地域づくりに取り組む社協への期待と役割は、ますます高まっています。

第2 基本方針

第5次調布市地域福祉活動計画の開始1年目として、「いつまでも住み続けたいと思うまちづくりをめざして」の基本理念のもと、地域コミュニティの醸成や地域住民による支え合い体制を構築し、子どもから高齢者までのすべての市民が安心していきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

現在の地域の状況や社会情勢を踏まえ、まずは地域という関わりの中で行動を起こすことが求められており、民生児童委員、社会福祉法人、NPO等の関係機関の協力のもと、調布市らしい地域共生社会の実現に向けた取組を進めます。

また、地域の課題を地域で解決する際には、財源を確保することも必要であり、共同募金運動や社協会員募集運動を強化し、寄附文化の発展を促進します。

設置から2年目となる「調布市社会福祉法人地域公益活動連絡会」については、社会福祉法人それぞれが、これまでに培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を生かしながら、「地域における公益的な取組」を実践し貢献するため、調布社協は、プラットフォームとしての役割を担っていきます。また、調布社協独自の公益活動についても積極的に取り組みます。

第1部 法人運営及び地域福祉の推進

I 重点項目

1 第5次調布市地域福祉活動計画の推進

「ここがいい ここでいい わがまち調布 これからも」をスローガンに、住民主体で策定された計画が住民自らの手で推進されるような体制づくりを、小学校区を基礎として新たに設定された8つの福祉圏域ごとに進めます。

また、地域支え合い推進員が高齢者の介護予防、社会参加、生活支援等を目的に分野を超えた地域の協働を目指す協議体づくりとも連携します。

2 地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）の増配置

小学校区を基礎とした新たな福祉圏域において、住民主体の取組により他人事が「我が事」となり、個別のさまざまな生活課題を「丸ごと」受け止められる地域づくりが進むよう、地域福祉コーディネーターを2名増配置してアウトリーチによる地域支援を充実します。また、複合的な問題が絡み合う困難なケースを解決する取組として、福祉分野に限らず多機関の協働による課題解決やそのための仕組みづくりを行うため、相談支援包括化推進会議を開催します。

3 会員募集及び共同募金運動の促進

地域の支え合い活動や地域づくりを推進するための会員会費は、社会経済情勢や会員制度の周知不足により減少傾向にあることから、会員納入者が地域福祉に自主的に参画する意識の醸成を図るとともに、活動会員の加入による参加を促進します。また、地域で集めた募金は地域のニーズに基づく配分へと変革した共同募金運動では、FC東京などの企業との共同企画や少年野球、少年サッカー、老人クラブなどが実施する駅頭募金運動により、地域福祉への市民参加を推進し、寄附文化の進展と地域福祉の発展をめざします。

4 地域公益活動への取組み

社会福祉法人による地域公益活動が求められる中、調布市内における社会福祉法人の連携した地域公益活動を推進します。また、調布社協は、「調布市社会福祉法人地域公益活動連絡会」の事務局機能を果たしながら、法人同士をつなげる役割を果たします。さらに、調布社協も一つの社会福祉法人として地域に貢献できる活動を積極的に進めます。

5 職員の育成

社協を取り巻く環境の変化に対応し地域福祉を推進するため、職員の資質向上、技術の向上、知識の深化などが強く求められており、社協職員としての意識向上、研修体系の見直しなど、人材育成の仕組みを整備します。

第2部 ボランティア・市民活動の推進

I 事業方針

第1 現状と課題

調布市は、市内3駅の地下化に始まった駅前再開発により、駅前エリアの街並みは大きく変化してきました。また、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催地の一つとなったことから、市を挙げてその期待が高まりつつあります。

市民活動支援センター（以下「センター」という。）では、「えんがわファンド助成団体」とのつながりを強化するため、ちょうふチャリティーウォークへの参画以外にも、多様な人や組織と関わることができました。また、各地域のボランティアコーナー（以下「各コーナー」という。）においては、それぞれの地域特性に応じた活動支援がさらに充実し、地域福祉コーディネーターや関係機関、地域住民等との連携を進めることができました。

市民活動支援センター運営委員会の部会のうち、「えんがわフェスタ部会」及び「ファンレイジング部会」では、地域や社会の課題に取り組む市民の発掘を目標としたプログラムづくりを進めています。

しかし、平成30年度からスタートする中長期運営方針の策定過程において、同運営方針策定部会による内部評価の結果では、センター及びコーナーが市民に十分に認識されておらず、地域とつながりがいまだ不十分であることが明らかになってきました。

第2 基本方針

「市民活動支援センター中長期運営方針」（平成30～34年度）により、今後のセンターの在り方を広く市民、関係団体等に周知することで、運営委員会と共に開かれたセンター運営を継続していきます。

また、同運営方針が掲げる「市民参画による住み続けたいまちづくり」及び「未来に希望の持てる社会の実現」に向けて、多様な市民活動を支援する拠点として協働のパートナーとなるよう、参加の仕組みづくり、コーディネーション機能、分野を超えた協働、人材の育成・発掘等、中間支援組織として求められる機能や役割を果たしていきます。

さらに、中間支援組織としての専門性を高め、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に新たに立ち上がる団体も含め、多様な個人・団体・企業等と協働し、ネットワークを広げ、情報発信の強化を図るとともに、センター機能を充実させていきます。

第3 重点項目

1 人材の発掘及び育成

職員の相談対応力やコーディネートのスキルを高められるように研修参加の機会を増やし、各種相談対応を充実させます。また、市民ニーズに合わせた講座の開催やセンターが行う様々な事業を通じて、市民活動に関わる人材の発掘及び育成に取り組んでいきます。

2 情報発信の充実

情報誌「えんがわだより」やセンターホームページの内容の充実を進めるとともに、さまざまな情報発信ツールの活用を検討していきます。

3 市民活動助成事業「えんがわファンド」を活用した支援の充実

市民活動支援センターに限らず、市内で行われている様々な市民活動に対しての共感者を増やし、サポーター会員の拡充及び市民活動団体の活動継続と広がりを通して、調布のまちづくりに携わる人・団体を増やします。

そのために、アクションプランを作成し、えんがわファンドのより一層の充実を図ります。

4 パートナーシップの構築

センター及び各コーナーに関わる多くの個人、団体、学校、NPO、企業、地域、行政等あらゆる分野の方々との「つながり」を深め、パートナーシップを構築していきます。

また、各コーナーにおいては、地域の実情に即した形で、自治会や地区協議会等の地域の諸団体や地域福祉コーディネーター等の調布社協他部署と連携し、地域の課題の発見と解決に向け取り組んでいきます。

5 災害対策・支援

首都直下型地震などの大規模災害の発生が想定されている中、調布市地域防災計画に基づく災害ボランティアセンターの設置及び運営マニュアルについて、調布市と協議し整備します。

また、日常の活動の中から、災害時の協力関係が構築できるように各種団体等との連携を深めるとともに、災害時に活動できるボランティアの育成に努めます。

第3部 希望の家の運営

I 事業方針

第1 現状と課題

平成30年4月、障害者総合支援法の見直しや障害福祉サービス等報酬改定が行われるなど、障害者福祉の新たな節目を迎えます。また、調布市においては、第5次障害者総合計画が始まる年になります。

そうした中、調布市希望の家に、新しく2人の利用者を迎えます。ますます障がい特性が多様化するため、しっかり利用者を理解し、適切に対応することが重要となります。

平成25年9月に開設した希望の家深大寺は、今年度5年目を迎えます。学校を卒業する障がい者の受け入れ場所の不足から、社協として設置・運営をはじめましたが、利用者の障がい特性や活動スペース等の建物の状況から、今後より良い生活介護事業所として運営を行うための見直しが必要になっています。

重い障がいのある利用者支援、引き続く家庭環境の変化等、施設として調布市希望の家、調布市希望の家分場及び希望の家深大寺の3施設の利用者が安心して通所できる施設運営とその人らしく毎日を送ることができるよう、益々の活動の工夫や開発、職員の育成強化が課題となっています。

第2 基本方針

重度の知的障がい者を受け入れるセーフティネットの役割を担う施設として、利用者の個別性を大切に、利用者、市民に信頼される施設運営に努めます。

そして、利用者の障がいの特性を理解し、一人ひとりに対して健康的で楽しい日中活動を提供し、地域での生活を豊かにします。

第3 重点項目

1 生活介護事業所としての活動の再考

利用者の希望も多様化しており、それに応えるために新たな活動を利用者と共に検討します。そして、活動について利用者が決定に参加できるような仕組みについて再考します。

また、対人関係やその場の環境に影響を受けやすい利用者に配慮し、少人数の活動にするなど、利用者ができることが増え、生活が活気あるものになるよう検討・実施します。

2 希望の家深大寺の運営見直し

希望の家深大寺は、重度の知的障がい者の日中活動の場として、その役割を担い5年が経過しようとしています。今後も利用者が安心して活動できる施設運営のため、利用者の障害程度及び定数など、受入基準の見直しを検討します。

3 職員の育成

利用者が安定した日常生活を送れるよう、障がい特性の理解に基づく適切な支援と、柔軟で豊かな活動を構築できる職員の人材育成に努めます。

第4部 調布市こころの健康支援センターの運営

I 事業方針

第1 現状と課題

こころの健康に関する相談には、毎月20人を超えるペースで新規の相談があり、そのうち生活訓練事業の利用を希望される方も多く、相談から継続した支援につながる方が増えています。生活訓練事業では、集団のなかでコミュニケーションや生活に必要な力をつけるグループワークを中心に様々な訓練プログラムを実施しており、次のステップとして作業所への通所や企業就労へつながっています。その一方で、高齢や子育て、介護、病状などの個々の事情から作業所への通所や企業就労を望んでいない人もおり、そうした方への対応を検討する必要があります。

また、センターでは、集団参加が苦手な方が安心して通所できるよう個別作業に取り組めるスペースやメニューを用意しており、発達障害のある方などがこれを利用されています。しかしモチベーションが続かず安定して通えなくなる方もおり、メニューの内容を充実していく必要があります。

平成30年度から障害者の法定雇用率が引き上げられるとともに、精神障害者の雇用も義務化されます。そのため、これまで実施している面接相談や企業訪問、ストレスの発散や職場とは異なる居場所で働く仲間と交流できるプログラムのほか、企業で働く定着支援の充実が益々求められています。

第2 基本方針

相談支援と生活訓練事業、デイ事業、計画相談、障害者就労支援事業、本人・家族支援事業等を一体的に実施し、市民のメンタルヘルスの課題について、様々な機関と連携して取り組みます。

第3 重点項目

1 新しい居場所づくり

デイ事業のプログラムとして、作業所への通所や企業就労を目標にしない利用者が参加しやすい、ゆるやかな居場所づくりに取り組みます。

2 個別支援室「ベース」の充実

集団参加が苦手な方がセンターに通所するためのきっかけとなるよう、一人で取り組めるメニューの充実を目指します。

3 障害者就労支援の充実

事例検討や情報共有をとおして個々の支援のノウハウを蓄積して支援のスキルアップに努め、定着支援の充実を図ります。